

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成25年8月8日(2013.8.8)

【公開番号】特開2012-6529(P2012-6529A)

【公開日】平成24年1月12日(2012.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-002

【出願番号】特願2010-145777(P2010-145777)

【国際特許分類】

B 6 1 D 27/00 (2006.01)

【F I】

B 6 1 D 27/00 N

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月20日(2013.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車室内に空調風を供給するための鉄道車両の空調システムにおいて、

車両長手方向に延在する通風路と、前記通風路と前記車室とを連通し、前記鉄道車両の車幅方向両端よりに設けられる複数の吹き出し口を含む吹き出し口部材とを有する空調ダクトと、

前記空調ダクトの通風路に空調風を供給する空調装置と、

前記鉄道車両の車幅方向中間部分に設けられた横流ファンと、

前記通風路において前記空調装置より下流側に設けられ、前記空調風の前記車両長手方向の流れを阻害して流速を調整する風量調整部材と、を備え、

前記吹き出し口部材は、前記吹き出し口部から前記横流ファンの下方位置まで車幅方向に延在し、かつ上下方向に延在する縦板部を有する、鉄道車両の空調システム。

【請求項2】

前記風量調整部材は、板状の網部材であり、車両長手方向に直交するように設けられている、請求項1に記載の鉄道車両の空調システム。

【請求項3】

前記吹き出し口部材は、車両長手方向に延在し、かつ前記吹き出し口より車幅方向の開口幅が小さいスリット状の上側吹き出し穴を有し、

前記縦板部は、前記上側吹き出し穴を横切るように延在し、

前記上側吹き出し穴は、前記吹き出し口を介して前記車室に繋がっている、請求項1または2に記載の鉄道車両の空調システム。

【請求項4】

前記空調ダクトは、点検口と、前記点検口に開閉可能な点検蓋とをさらに有し、

前記点検口は、前記風量調整部材に対応する位置に設けられる、請求項1～3のいずれか1つに記載の鉄道車両の空調システム。

【請求項5】

前記吹き出し口部材は、軽合金形材またはFRPにより構成される、請求項1～4のいずれか1つに記載の鉄道車両の空調システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

請求項1の発明は、車室内に空調風を供給するための鉄道車両の空調システムにおいて、車両長手方向に延在する通風路と、前記通風路と前記車室とを連通し、前記鉄道車両の車幅方向両端よりに設けられる複数の吹き出し口を含む吹き出し口部材とを有する空調ダクトと、前記空調ダクトの通風路に空調風を供給する空調装置と、前記鉄道車両の車幅方向中間部分に設けられた横流ファンと、前記通風路において前記空調装置より下流側に設けられ、前記空調風の前記車両長手方向の流れを阻害して流速を調整する風量調整部材と、を備え、前記吹き出し口部材は、前記吹き出し口部から前記横流ファンの下方位置まで車幅方向に延在し、かつ上下方向に延在する縦板部を有する、ことを特徴とする。ここで、風量調整部材は、通風路の途中に設けることで、吹き出し口部材を通じて吹き出される空調風の風量（風速）を調整する機能を發揮するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

請求項2に記載のように、前記風量調整部材は、板状の網部材であり、車両長手方向に直交するように設けられている、ことが望ましい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

この場合、請求項3に記載のように、前記吹き出し口部材は、車両長手方向に延在し、かつ前記吹き出し口より車幅方向の開口幅が小さいスリット状の上側吹き出し穴を有し、前記縦板部は、前記上側吹き出し穴を横切るように延在し、前記上側吹き出し穴は、前記吹き出し口を介して前記車室に繋がっている、構成とすることができます。

請求項4に記載のように、前記空調ダクトは、点検口と、前記点検口に開閉可能な点検蓋とをさらに有し、前記点検口は、前記風量調整部材に対応する位置に設けられる、ことが望ましい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正8】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正9】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正10】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正11】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0030】**

請求項5に記載のように、前記吹き出し口部材は、軽合金形材またはFRPにより構成される、ことが望ましい。

**【手続補正12】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0031】**

このようにすれば、軽合金形材により構成する場合には、吹き出し口部材を製造できるため、構造が簡単になる。

**【手続補正13】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正14】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0033】**

また、FRPによって構成する場合には、別体である第1および第2の部材をFRPによって構成するので、それぞれに色彩等の変更が可能となる。